

# 後期高齢者医療制度の保険料について

東京都後期高齢者医療広域連合 令和8年7月

## 1 年間保険料額の算出方法

### 令和8年度保険料額の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分（子ども分）」で構成され、被保険者に均等にご負担いただく「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額となります。

「医療分」とは、被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合をご負担いただく金額です。

「子ども・子育て支援金分（子ども分）」とは、全世代の方や企業から拠出いただいた支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援金制度」によりご負担いただく金額です。

年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入された方は、その月から月割で保険料を計算します。

### 令和8年度の年間保険料額

年間保険料額

=

医療分

+

子ども・子育て支援金分（子ども分）

医療分

=

均等割額

+

所得割額

53,300円

保険料計算のもととなる所得金額※1 × 9.88%

子ども・子育て支援金分（子ども分）

=

均等割額

+

所得割額

1,300円

保険料計算のもととなる所得金額※1 × 0.26%

- 年間保険料額は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分（子ども分）」を計算し、それぞれで100円未満を切り捨てた後の合計額です。
- 年間保険料額の最高限度額は87万1千円です。

〔「医療分」の最高限度額は85万円です。  
「子ども・子育て支援金分（子ども分）」の最高限度額は2万1千円です。〕

※1 「保険料計算のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料計算のもととなる所得金額に該当する（含まれる）所得	保険料計算のもととなる所得金額に該当しない（含まれない）所得
公的年金等所得、給与所得、不動産所得 等	退職所得、遺族年金、障害年金、失業給付 等

## 2 保険料の軽減制度

### 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主<sup>※2</sup>の「総所得金額等<sup>※3</sup>を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

#### <表①>

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数 <sup>※4</sup> -1)×10万円 以下	7割 <sup>※5</sup>
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数 <sup>※4</sup> -1)×10万円+31万円×(被保険者の数) 以下	5割
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数 <sup>※4</sup> -1)×10万円+57万円×(被保険者の数) 以下	2割

※2 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は均等割額の軽減を判定する対象となります。軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)時点の世帯状況により行います。

※3 総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等(特別控除前)の合計です。65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

※4 公的年金または給与所得者の合計数とは、「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」世帯主および被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※5 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。

### 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額<sup>※1</sup>」をもとに所得割額を軽減しています。

#### <表②>

保険料計算のもととなる所得金額 <sup>※1</sup>	軽減割合
15万円 以下	50%
20万円 以下	25%

※1 保険料計算のもととなる所得金額については、1ページをご覧ください。

### 被扶養者だった方の軽減

●後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方が対象です。

●均等割額の軽減<表①>に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

#### <表③>

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

### 3 保険料の納め方

保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。保険料は原則、お住まいの市区町村に納めていただきます。

#### 特別徴収(公的年金からの天引き)

介護保険料が引かれている公的年金から保険料が引かれます。

公的年金の1年間の受給額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1以下の方が対象です。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後、年間保険料額が決定され、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

#### <注意点>

- ・6月と8月については、お住まいの市区町村によって4月と同額ではない場合があります。
- ・年度途中で特別徴収を中止する事由が発生した際には、普通徴収に切り替わります。

#### ◇特別徴収の対象とならない方の例

- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1を超えている方（公的年金を複数受給している場合、2分の1判定は介護保険料が引かれている公的年金のみで行われます。）
- ・新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入された方（一定期間）
- ・年度の途中で所得の修正申告などで保険料額が減額された方
- ・年度の途中で所得の修正申告などで保険料額が増額された方（差額分の保険料）
- ・介護保険料が特別徴収により徴収されない方 他

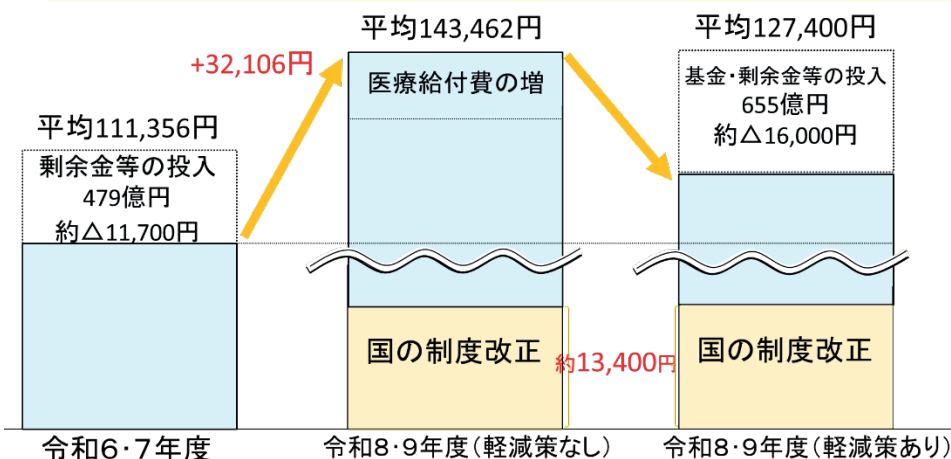
#### 普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。納付期数は市区町村によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

#### <注意点>

- ・口座振替のお申込みから開始まで一定期間を要します。
- ・新たに後期高齢者医療制度の対象となった方は、それまで加入していた医療保険(国民健康保険等)の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の手続きが必要です。

### 4 保険料率を改定しました



令和8・9年度は、国の制度改正（後期高齢者負担率の見直し、子ども・子育て支援金の導入、診療報酬改定など）と、一人あたりの医療給付費の伸びが影響し、一人あたりの平均保険料が大幅に上昇することが見込まれました。そこで、被保険者の皆様のご負担を少しでも抑えるため、基金・剰余金等の計655億円を投入することで合計約16,000円分の平均保険料上昇を抑制しました。

## 5 令和8年度保険料の計算例(年額)

●単身世帯で本人の収入が年金のみの場合

年金収入額	150万円	170万円	200万円	250万円
①所得金額	40万円	60万円	90万円	140万円
②保険料計算のもととなる所得金額(①-43万円)	0円	17万円	47万円	97万円
③医療分 所得割額(②×9.88%)	0円	12,597円 (25%軽減)	46,436円	95,836円
④子ども・子育て支援金分(子ども分) 所得割額(②×0.26%)	0円	331円 (25%軽減)	1,222円	2,522円
⑤均等割額の軽減割合 (医療分は7.2割)	7割	5割	2割	なし
⑥医療分 軽減後の均等割額	14,924円	26,650円	42,640円	53,300円
⑦子ども・子育て支援金分(子ども分) 軽減後の均等割額	390円	650円	1,040円	1,300円
⑧医療分 合計保険料額(③+⑥) (100円未満切捨て)	14,900円	39,200円	89,000円	149,100円
⑨子ども・子育て支援金分(子ども分) 合計保険料額(④+⑦) (100円未満切捨て)	300円	900円	2,200円	3,800円
年間保険料額(⑧+⑨)	15,200円	40,100円	91,200円	152,900円

## 6 保険料の減免

災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事情により収入が著しく減少し、利用し得る資産(預貯金を含む)等の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

## 7 お問い合わせ先

◆保険料の算出方法・軽減制度・保険料率の改定等に関すること

広域連合お問合せセンター 0570-086-519

(※IP電話の方は03-3222-4496)

◆保険料の納付・減免の申請に関すること

お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口まで

◆子ども・子育て支援金制度に関すること

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272